

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年八月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成作業で設置した基準点が亡失したことによる基準点設置）

二 測量の地域 生駒市北新町地内

三 測量の期間 平成二十六年八月四日から同年十二月二十六日まで